

# 運輸安全マネジメントに 関する取り組みについて

令和8年度

大紀観光株式会社

# 令和8年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

## ◎運輸事業者期待される安全管理の取り組み

### 1. 経営トップの責務

準大規模自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、以下のような内容を含む経営トップの責務を定める。

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けると共に、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P・D・C・Aサイクル）を確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、安全性の向上に努め輸送の安全に関する情報について積極的に公表する。

### 2. 輸送の安全に関する方針

経営トップは、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を策定する。

その方針には、輸送の安全の確保を的確に図るため、次に掲げる事項を盛り込むものとする。

なお、各要員にその内容を理解させ実践する。

- ① 安全を第一とし、法令を遵守し基本に忠実に日々業務を遂行すること。
- ② 車両の整備を的確に行い、始業点検を厳正に行なうこと。
- ③ 教育を通じて安全意識を常に涵養すること。
- ④ 輸送の安全の確保に関する安全統括責任者の意見を尊重すること。
- ⑤ 点呼において、日々安全への啓蒙、関心を高めること。
- ⑥ 万が一重大な事故を惹起した場合、人命尊重を第一に対処し、速やかに上司及び関係行政機関等へ連絡をとること。

### 3. 輸送の安全に関する重点施策

安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取り組みを重点施策とする。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全を管理する規定に定められている事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に行う。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し各営業所で情報を共有する。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成しこれらを的確に実施する。
- ⑥ 目標を達成の取組計画に従い、輸送の安全な取り組みを着実に実施する。

#### ◆ 前年度事故発生件数の減少目標値の設定

事故内容別 発生件数（令和7年度）

事故内容	前年度事故件数
追突	0
接触	8
車内	0
その他	0
総計	8
無責事故	0



事故が増加している。気の緩みが原因なのか、今一度自分の運転を見つめなおし、事故防止に努める



今年度目標値  
気を引き締め、今年度こそ事故ゼロを目指しいちいち注意する。

世代別 事故発生件数

20代	0
30代	0
40代	0
50代	1
60代	6
70代	1



後退時や転回時の事故が多いので、車両の感覚を一層意識する。

## 4. 安全統括管理者の責任

- ・安全管理体制に必要な手順及び方法の確立・実施・維持・改善。
- ・安全管理体制の課題や問題点を的確に把握する立場として、経営トップに適時、適切に報告又は意見を述べる。
- ・安全方針の周知徹底

## 5. 要員の責任・権利

- ① 事業者は、安全管理体制を適切に構築、改善するために必要な要員の責務・権限を定め内部に周知する。
- ② 事業者は、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令で定められている責任・権限を必要とされる要員に与える。

## 6. 情報伝達及びコミュニケーションの確保

経営管理部門と現場部門との意見交換を重視し、経営トップを含む経営管理者による現場巡回や点呼の立会い、また、経営トップによる乗務員との懇談会を実施し、コミュニケーションを確保する。

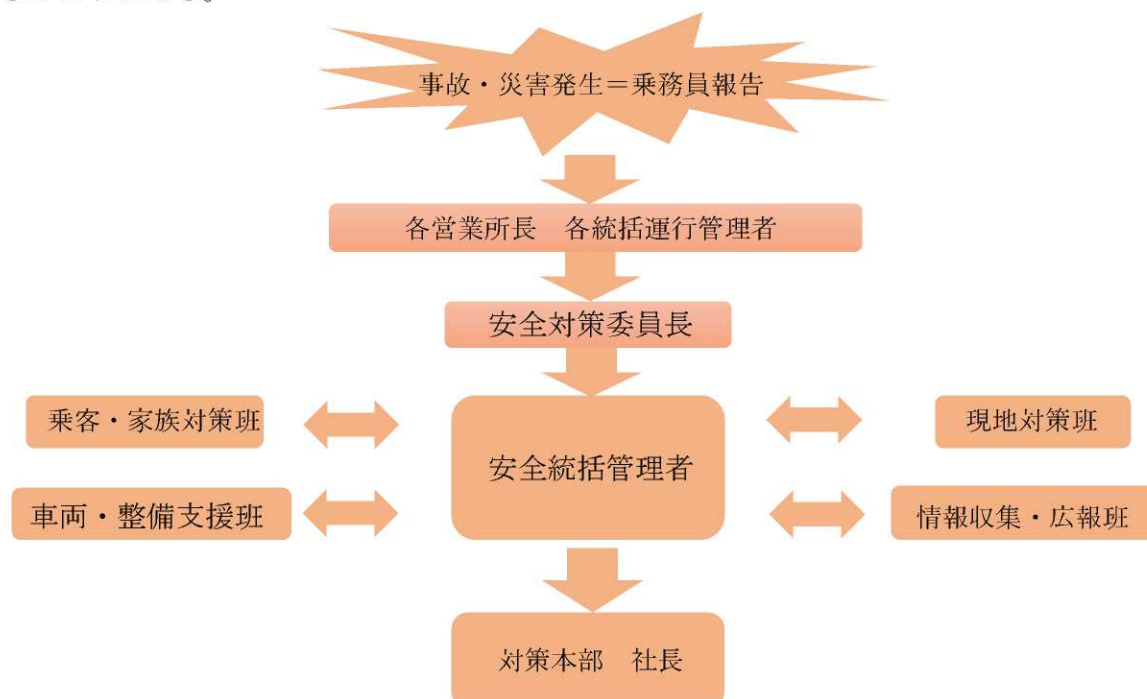
## 7. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用

ヒヤリ・ハット情報

ハザードマップ等を利用し潜在的な危険性を把握させて、事故の防止と乗務員の安全意識向上に資する取り組みを行う。

## 8. 重大な事故等への対応

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別図に定めるところによる。



## 9. 関係法令の遵守

輸送の安全を確保する上で、次に掲げる事項に関し関係法令等を遵守する。

- 輸送に従事する乗務員の確保 ●安全運行の確保及び施設環境の整備
- 安全な輸送サービスの実施及びその監視 ●事故等への対応
- 事故等の再発防止措置及び予防措置

## 10. 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

安全管理体制の構築・改善の取り組みに直接係る社員及び経営トップ、安全統括管理者、各部門の安全管理者、責任者及び補助者、内部監査担当に対して、運輸安全マネジメント委員会が必要な、教育・訓練等を計画しまた実施し必要に応じ見直し改善を図る。

# 令和8年度 年間指導教育計画書

大紀観光株式会社

月	事項	計 画 内 容
4月	法令	◆事業用自動車を運転する場合の心構え
	自社	◎新年度に向けた心構え 安全運転技術向上研修とスクールバス新ルート乗務研修及び車内忘れ防止の確認(長い下り坂等の走行訓練)
5月	法令	◆事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
	自社	◎ドライブレコーダーから取得した映像・画像による研修 ◎バス運転手の過労防止と労働時間・連続運転時間及び、交代運転手の配置基準について
6月	法令	◆事業用自動車の構造上の特性
	自社	◎梅雨期における旅客の安全運行について ◎整備管理者による講習(点検・手入れ・エンジン内部構造の説明)
7月	法令	◆乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
	自社	◎夏の交通事故防止運動の実施について ◎SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査
8月	法令	◆旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項
	自社	◎一時停止と安全運転 ◎救命救急講習
9月	法令	◆危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法(異常気象時における対処法)
	自社	◎ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験の共有
10月	法令	◆主として運行する路線若しくは経路または営業区域における道路及び交通の状況
	自社	◎交差点事故を考える ヒューマンエラー防止の観点からみた安全運転。ヒヤリ・ハット体験等
11月	法令	◆交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
	自社	◎酒気帯び(残り酒)運転を考える ◎職責の自覚
12月	法令	◆ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転
	自社	◎冬期における交通事故防止と安全対策 ◎タイヤチェーン装着研修
1月	法令	◆安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
	自社	◎安全及び接客に関する研修 緊急時・非常時のバス設備の使用訓練
2月	法令	◆運転者の運転適性に応じた安全運転 ◆健康管理の重要性
	自社	◎安全に資する技術の向上、技術指導・エコドライブチェック等乗務研修 ◎視野障害について
3月	法令	◆ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験などの共有
	自社	◎後退事故を考える ◎労基法・改善基準告示等の教育

## 備考

※定期健康診断(7~8月)、適性診断、SASスクリーニング検査、脳MRI検査等は事前に連絡いたします。

※苦情処理・事故報告による個別教育は都度

## 11. 内部監査

安全管理体制の構築・改善の取組に関する事項を確認する為に内部監査を実施する。

なお、内部監査の範囲は、安全管理体制全般とし経営トップ・安全統括管理者及び必要に応じ、現業実施部門に対して行う。

## 12. マネジメントレビューと継続的改善

- ① 安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。
- ② 輸送の安全に関する明らかとなった課題等については、その原因を除去するための是正措置を、また輸送の安全に関する潜在的な課題等については、その原因を除去する為の予防措置を適時適切に講じる。

## 13. 文書の作成及び管理

輸送の安全に関する事項について、毎事業年度経過後 100 日以内に公表する。また、国土交通省に改善報告した場合も速やかに公表する。

安全管理規程及び実施要領は適時適切に見直しを行うものとする。事業運営上の計画・目標実施・監査・改善などの記録について5年間保存する。記録は運輸安全マネジメント委員会、運輸安全マネジメント監査委員会ごとに保存する。

## 14. 初任運転者に対する特別な指導

### 1. 座学（10 時間以上）

#### ①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項

道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等（貸切バスの運転者にあつては、運行指示書の遵守を含む。）を理解させるとともに、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させる。

#### ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法

事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸切バス等の運転者にあつては、車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させるとともに日常点検の方法を指導する。この場合において、貸切バスの運転者にあつては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて指導する。

#### ③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項

旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて、シートベルトの着用

を徹底させること。その他の事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

#### ④危険の予測及び回避

道路、交通及び旅客の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのある主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法等を指導する。また、貸切バスの運転者にあつては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。

#### ⑤安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。

#### ⑥ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

貸切バスの運転者にあつては、⑦の安全運転の実技を実施した時のドライブレコーダーの記録により運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要に応じて是正のために必要な指導を行う。

## 2. 実技研修（20時間以上）

#### ⑦安全運転の実技

実際に運行する可能性のある経路(高速道路、坂道、隘路、市街地等)において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等(貸切バスの運転者にあつては添乗)により指導する。

※実技研修にあつては、コース設定として市街地等のコース、狭道・山間コース、高速道路・自動車専用道路・峠道、また走行時間帯として薄暮時、夜間走行等、色々な場面を想定した研修を実施し運転技術の適性を見極めながら指導を行う。

【研修コース】モデルコース

㊤ コース（狭道・山間）

車庫 ⇒ 下市 ⇒ 天川 ⇒ 黒滝 ⇒ 大淀 ⇒ 川上 ⇒ 上北山 ⇒ 下北山 ⇒ 吉野 ⇒ 大淀  
⇒ 車庫

㊥ コース（高速道路・自動車専用道路・峠道）

車庫 ⇒ 高取 ⇒ 御所 ⇒ 橿原 ⇒（京奈和道）⇒ 大和郡山 ⇒ 奈良 ⇒ 天理 ⇒ 名阪国道  
⇒ 伊賀 ⇒ 針 ⇒ 宇陀 ⇒ 桜井 ⇒ 明日香 ⇒ 車庫 ⇒ 五條 ⇒（京奈和道）⇒ 和歌山  
⇒ 岩出根来 ⇒ 五條 ⇒（京奈和道）⇒ 大淀 ⇒ 車庫

㊦ コース（市街地等コース）

車庫 ⇒ 大淀町内 ⇒ 下市町内 ⇒ 高取町内 ⇒ 車庫 ⇒ 橿原市内 ⇒ 葛城市内 ⇒ 香芝市内  
⇒ 柏原市内 ⇒ 香芝市内 ⇒ 御所市内 ⇒ 大淀町内 ⇒ 車庫

※薄暮時・夜間走行については上記のコースを使って時間を設定して行なう。

※使用車種の区分については、今後乗務予定の車種を使って行なう。